

令和四年十一月

令和四年十一月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区



目 次

議案第三十五号	文京区立地域活動センター条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第三十六号	文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第三十七号	文京区シルバークピア条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第三十八号	文京区立住宅条例を廃止する条例	11 頁
議案第三十九号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第四十号	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	15 頁
議案第四十一号	文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	17 頁
議案第四十二号	文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例	21 頁
議案第四十三号	財産の無償譲渡について	23 頁
議案第四十四号	文京区立林町小学校増築校舎借上契約	25 頁
議案第四十五号	文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約の一部変更について	27 頁
議案第四十六号	和解及び損害賠償額の決定について	31 頁
議案第四十七号	和解及び損害賠償額の決定について	33 頁
議案第四十八号	和解及び損害賠償額の決定について	35 頁
議案第四十九号	和解及び損害賠償額の決定について	37 頁
議案第五十号	文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について	39 頁

議案第五十一号

文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定について

議案第三十五号

文京区立地域活動センター条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立地域活動センター条例の一部を改正する条例

文京区立地域活動センター条例（平成二十二年三月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一文京区立大塚地域活動センターの項中「東京都文京区大塚一丁目五番十七号」を「東京都文京区大塚一丁目四番一号」に改める。

別表第二の一の部備考以外の部分を次のように改める。

一 施設

名 称				施設名			使 用 料		
文京区立礪川地域活動センター				洋室 A	洋室 B	洋室 C	午 前	午 後	夜 間
			多目的室 A	八〇〇円	七〇〇円	五〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円

	文京区立音羽地域活動センター				文京区立大塚地域活動センター				文京区立大原地域活動センター						
洋室 A	多目的室	洋室 B	洋室 A	多目的室 B	多目的室 A	和室 B	和室 A	多目的室 C	多目的室 B	多目的室 A	洋室 C	洋室 B	洋室 A	和室	多目的室 B
七〇〇円	一、八〇〇円	一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	一、六〇〇円	一、八〇〇円	四、八〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円
七〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、三〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、九〇〇円	二、〇〇〇円	五、四〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
七〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、三〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、九〇〇円	二、〇〇〇円	五、四〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円

文京区立駒込地域活動センター							文京区立汐見地域活動センター				文京区立向丘地域活動センター			文京区立湯島地域活動センター	
多目的室	洋室 B	洋室 A	和室 B	和室 A	ホール B	ホール A	洋室 D	洋室 C	洋室 B	洋室 A	多目的室	洋室 B	洋室 A	多目的室	洋室 B
二、五〇〇円	八〇〇円	一、五〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	七〇〇円
四、五〇〇円	一、五〇〇円	二、四〇〇円	一、四〇〇円	一、九〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	九〇〇円	一、一〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	七〇〇円
四、七〇〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円	一、四〇〇円	一、九〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	一、〇〇〇円	一、一〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	七〇〇円

別表第二の二の部分中

文京区立音羽地域 活動センター	液晶プロジェクター	一台一回	二〇〇〇
--------------------	-----------	------	------

〇円

を

文京区立大塚地域 活動センター	液晶プロジェクター	一台一回	二〇〇〇円
文京区立音羽地域 活動センター	液晶プロジェクター	一台一回	二〇〇〇円

に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)

2 この条例による改正後の文京区立地域活動センター条例別表第二の一の部分文京区立大塚地域活動センターの款に規定する和室A、和室B、多目的室A及び多目的室B並びに同表二の部分文京区立大塚地域活動センターの款に規定する液晶プロジェクターの使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。



(説明)

区立大塚地域活動センターの位置を変更するとともに、施設を改め、及び附帯設備を設けるため、本案を提出いたします。



議案第三十六号

文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年三月文京区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第六条及び第八条中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改める。

第十一条中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規

定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される文京区議会議員及び文京区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された文京区議会議員及び文京区長の選挙については、なお従前の例による。

（説明）

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担額を引き上げるため、本案を提出いたします。

議案第三十七号

文京区シルバーピア条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区シルバーピア条例の一部を改正する条例

文京区シルバーピア条例（平成九年十二月文京区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十条中「第四号又は第八号」を「第七号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

高齢者民間アパート借上げ事業の廃止に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第三十八号

文京区立住宅条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立住宅条例を廃止する条例

文京区立住宅条例（平成十四年六月文京区条例第三十一号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の文京区立住宅条例（以下「旧条例」という。）第七条第一項の規定による使用の許可（旧条例第二十二条第一項の規定による使用権の承継の許可を含む。）を受けた者に係る旧条例第十六条第二項から第四項までに規定する保証金の還付等、旧条例第十七条第一項に規定する費用の負担、旧条例第十九条第二項に規定する費用の賠償等、旧条例第二十三条第二項に規定する原状回復及び旧条例第二十四条に規定する明渡し請求に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(説明)

区立住宅を廃止するため、本案を提出いたします。



議案第三十九号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の部茗荷谷中央第二自転車駐車場の項及び二の部茗荷谷B自転車駐車場の項の次に次のように加える。

中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場

東京都文京区大塚一丁目四番一号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の文京区自転車駐車場条例別表第一の二の部に規定する中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場の利用に係る利用登録の申請、承認等の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車を新設するため、本案を提出いたします。

議案第四十号

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の部一の項手数料の欄中「四十円」を「四十六円」に改め、同部二の項手数料の欄中「四十円」を「四十六円」に、「三十八円」を「四十三円五十銭」に改め、同部三の項手数料の欄中「四十円」を「四十六円」に、「二千八百円」を「三千二百円」に改める。

付 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（説 明）

廃棄物処理手数料を改定するため、本案を提出いたします。



議案第四十一号

文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

文京区子どもの医療費の助成に関する条例

第一条中「乳幼児及び義務教育就学児（以下「乳幼児等」という。）」を「子ども」に、「乳幼児等の」を「子ども」に改める。

第二条第一項中「乳幼児」を「子ども」に、「満六歳」を「十八歳」に改め、同条第二項中「義務教育就学児」を「高校生等」に、「満十五歳」を「十五歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日から十八歳」に改め、「で、乳幼児を除いたもの」を削り、同条第三項中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同項に次の一号を加える。

三 高校生等が何人からも監護されておらず、区長が必要と認める場合の当該高校生等本人

第二条に次の二項を加える。

4 前項第一号に掲げる場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の

高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

5 この条例にいう「父」には、母が、子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第三条第一項各号列記以外の部分中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同項第一号中「乳幼児等」を「子ども（前条第三項第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する高校生等本人。以下同じ。）」に、「文京区」を「区」に改め、同項第二号並びに同条第二項各号列記以外の部分及び第一号中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「乳幼児等」を「子ども（規則で定める者を除く。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同号を同項第三号とする。

第四条第一項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第五条第一項中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同条第三項中「法令（東京都条例を含む。）」を「法令等」に改める。

第六条第一項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第六条の二中「第五条第二項に規定する」を削る。

第七条第一項及び第八条第一項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の文京区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 施行日において新条例第三条の規定により医療費の助成を受けることができる者に該当すべき者は、施行日前においても医療証の交付について新条例第四条の規定による申請をすることができる。

（説明）

医療費の助成の対象を拡大するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。





議案第四十二号

文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例  
文京区立一時保育所条例（平成十八年三月文京区条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表に次のように加える。

文京区立キッズルーム茗荷谷

東京都文京区大塚一丁目四番一号

第三条第一項の表に次のように加える。

文京区立キッズルーム茗荷谷

午前八時から午後七時まで

第三条第二項の表に次のように加える。

文京区立キッズルーム茗荷谷

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 一 | 日曜日                               |
| 二 | 国民の祝日に関する法律に定める休日                 |
| 三 | 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。） |

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の文京区立一時保育所条例第二条の表に規定する文京区立キッズルーム茗荷谷の利用  
に  
関  
し  
必  
要  
な  
手  
続  
そ  
の  
他  
の  
準  
備  
に  
つ  
い  
て  
は  
、  
こ  
の  
条  
例  
の  
施  
行  
の  
日  
前  
に

(説 明)

区立キッズルーム茗荷谷を新設するため、本案を提出いたします。

議案第四十三号

財産の無償譲渡について

右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成澤 廣 修

財産の無償譲渡について

左記のとおり財産を無償譲渡する。

記

一 財産の表示 名称 第一清水谷橋

所在 東京都文京区小日向四丁目六番先から七番先まで

区分 工作物（橋りょう）

延長 二二・四五メートル

幅員 六・〇五メートル

二 譲渡の相手方 東京都台東区東上野三丁目十九番六号

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村明義

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、本案を提出いたします。

議案第四十四号

文京区立林町小学校増築校舎借上契約

右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立林町小学校増築校舎借上契約

文京区立林町小学校校舎増築のため、左記契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立林町小学校校舎増築

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金四億七千八百五十万円

四 契約の相手方 東京都新宿区西新宿七丁目二番五号

立川ハウス工業株式会社本店営業部

所長 河西決

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 契約期間 令和四年十二月二日から令和九年九月三十日まで
- 二 支出科目等 令和四年度 一般会計 教育費 学校教育費

- 令和五年度 債務負担行為
- 令和六年度 債務負担行為
- 令和七年度 債務負担行為
- 令和八年度 債務負担行為
- 令和九年度 債務負担行為

議案第四十五号

文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約の一部変更について  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約の一部変更について

平成三十年十一月十五日契約第一万九千六百七十三号により締結した文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約の一部を左記のとおり変更する。

記

一 契約の目的 文京区立誠之小学校改築その他工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定による随意契約

三 契約金額 金六十一億二千六百二十四万四千円  
（変更前の契約金額 金五十七億九千三十万四千円）

四 契約の相手方 日本・アサヒ・リン・ドス建設共同企業体  
構成員（代表者） 東京都港区芝三丁目八番二号

日本建設株式会社東京支店  
専務取締役執行役員支店長 佐久間昭司  
構成員 東京都文京区小日向三丁目十五番十三号

株式会社アサヒ

代表取締役 成瀬俊雄

構成員 東京都文京区千石四丁目二十六番十九号

株式会社リン・ドス

代表取締役 東海林諭

(説明)

工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工期 平成三十年十一月十六日から令和六年六月十三日まで

（変更前の工期 平成三十年十一月十六日から令和五年七月三十一日まで）

二 支出科目等 平成三十年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和二年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和三年度 一般会計 教育費 学校教育費



令和四年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和五年度 債務負担行為

令和六年度 債務負担行為



議案第四十六号

和解及び損害賠償額の決定について  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和四年五月十四日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与え  
たため

二 和解の内容 被害調査費及び家屋修繕工事費を文京区が負担する。

三 賠償金額 金五百三十九万四千九百五十円

四 相手方

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提出いたします。



議案第四十七号

和解及び損害賠償額の決定について  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和四年五月十四日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与え  
たため

二 和解の内容 被害調査費、家屋修繕工事費及び車両修理費を文京区が負担する。

三 賠償金額 金三百十二万九千四百七十八円

四 相手方

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提出いたします。



議案第四十八号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和四年五月十四日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与え  
たため

二 和解の内容 電柱復旧工事費を文京区が負担する。

三 賠償金額 金二百二十二万三千八百七十五円

四 相手方 東京都港区西新橋三丁目二十二番八号

東日本電信電話株式会社東京事業部

右記代表者 設備部長 瀬川浩司

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出いたします。



議案第四十九号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和四年五月十四日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与え  
たため

二 和解の内容 支線柱復旧工事費を文京区が負担する。

三 賠償金額 金百三万二千八百六十一円

四 相手方 東京都中央区日本橋三丁目五番十九号五階

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社東京企業損害サービス部東京企業火災新種第一サービスセンター

右記代表者 所長 中村諭

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提出いたします。

議案第五十号

文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

- 一 公の施設 東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号  
文京区勤労福祉会館
- 二 指定管理者 東京都中央区銀座四丁目十二番十五号  
株式会社オーエンス
- 三 指定の期間 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。



議案第五十一号

文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

令和四年十一月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京福祉センター江戸川橋	東京都文京区小日向二丁目十六番十五号
文京福祉センター湯島	東京都文京区本郷三丁目十番十八号

二 指定管理者 東京都八王子市旭町十二番四号日本生命八王子ビル二階二〇一

社会福祉法人武蔵野会

三 指定の期間 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

